

行政改革推進本部確認結果

(議題) 指定管理者候補の確認

- ・ 伊勢原射撃場

平成24年6月

1 指定管理者候補の確認について

教育局所管施設については、教育委員会が指定管理者候補を選定するため、行政改革推進本部において、教育局選定会議の審査結果の確認を行った。

2 行政改革推進本部の開催状況

(1) 構成員

知事、3副知事、政策局長、総務局長、教育長、教育局長

(※ 教育局の指定管理案件であることから、行政改革推進本部構成員のうち、関係局の出席をもって開催。)

(2) 説明者

教育長、教育局長

(3) 陪席者

組織人材部長、生涯学習部長、行政課長、スポーツ課長

(4) 開催日

平成24年5月25日(金)

(参考)

行政改革推進本部までの選定経過

○ 外部評価委員会

・ 構成員

有識者等5名(原則として、学識経験者、経理に識見を有する者、法務に識見を有する者、公の施設の事業内容に精通した者、施設利用者代表等から選任)

・ 開催状況

局名	施設名	外部評価委員会名称	開催回数	開催日
教育局	伊勢原射撃場	神奈川県立スポーツ施設指定管理者評価委員会	2回	・ 3月2日(金) (現地視察) ・ 4月4日(水)

・ 審査状況

申請団体から提出された申請書について、選定基準に沿って書面審査および面接審査を行った。

○ 教育局指定管理者選定会議

・ 構成員

教育長、教育局長、副局長兼総務部長、総務課長、行政課長、教育財務課長

・ 開催状況

平成24年5月21日(月)

・ 審査状況

神奈川県立スポーツ施設指定管理者評価委員会の評価結果をもとに、施設設置者の立場から指定管理者候補の選定を行った。

3 行政改革推進本部における確認

施設名	伊勢原射撃場
指定管理者候補	一般社団法人神奈川県射撃協会

(1) 教育局の指定管理者候補選定理由

外部評価委員会（以下「評価委員会」）の審査結果は、第一位は神奈川県銃砲火薬商組合、第二位は一般社団法人神奈川県射撃協会となったが、第二位の一般社団法人神奈川県射撃協会（以下「射撃協会」）の提案を確認したところ、評価委員会の評価点より高く評価できるため、教育局としては、射撃協会を指定管理者候補として最もふさわしいと判断する。

1 評価委員会の審査結果について

評価委員会の審査結果において、最優秀提案者（第一位）となった神奈川県銃砲火薬商組合（以下「火薬商組合」）と第二位となった射撃協会の審査結果を詳細に分析したところ、火薬商組合に比較して、射撃協会に対して厳しい採点が行われているのではないかとと思われる点がいくつか見受けられた。

- ・ 審査項目「利用促進のための取組・利用者への対応」について、射撃協会からは火薬商組合よりも具体性のある意欲的な提案が多数なされているにもかかわらず、火薬商組合と同点と評価されている。
- ・ 審査項目「人的な能力、執行体制」に関して、射撃協会の方が、火薬商組合より、手厚い職員配置を予定しているが、採点は火薬商組合4点、射撃協会3点と差がつけられている。
- ・ 審査項目「財政的な能力」に関して、審査講評では火薬商組合も射撃協会も財務が弱いと同様に指摘されたものの、採点は火薬商組合3点、射撃協会は1点と差がつけられている。
- ・ プレゼンテーション後に各委員別に行う仮採点を評価委員会としての評価にまとめる際、射撃協会については、委員の多数が採点した点数ではなく、少数の委員の点数が採用されている箇所があった。

2 委員から示された認識

これらの点について、評価委員会後に、改めて全委員に確認したところ、次の認識が示された。

- ・ 「射撃協会はプレゼンテーションの際の印象がマイナスに影響して、低い採点になった」と全委員が同じ認識を持っていた。
- ・ 「財政的な能力」に関しては、公認会計士の委員は、「射撃協会は説明が十分でなく、資料の提示もなかったことから「1点（劣っている）」と判断した」との認識が示された。また、射撃協会の3つの加盟団体（県クレ射撃協会、県ライフル射撃協会及び県猟友会）の財務諸表等を入手し、見ていただいたところ、「加盟団体の財政的能力は十分あり、当日、この資料が提出されていれば火薬商組合と同じ評価であった」との認識が示された。

3 2を踏まえた教育局としての評価及び判断

以上の経緯を経て、教育局としては次のとおり判断する。

(1) 評価点に関して

火薬商組合と射撃協会の評価委員会の評価結果には5点の差があるものの、射撃協会の評価はプレゼンテーションの印象に強く影響を受けたものであり、提案内容自体に実質的な差があることを示したのではないと考えられる。

そこで、教育局として射撃協会を評価したところ、次の審査項目について、評価委員会の評価点より高い評価点に該当すると考えられる。

- ① 利用促進のための取組・利用者への対応

射撃協会の提案は、県クレー射撃協会、県ライフル射撃協会及び県猟友会という競技団体が加盟団体であることから、公式大会を含めた競技会の開催など団体の特性を活かした具体性と意欲に富む提案が数多くあり、最高点の15点（現在12点）に値する。（両者の比較は別紙補足資料のとおり）

② 人的な能力、執行体制

運営体制について両者の提案を比較すると、両者ほぼ同額の人件費でありながら、射撃協会の方が手厚い職員配置を予定しており、より円滑な運営が望めることから、少なくとも火薬商組合と同じ4点（現在3点）に値する。

③ 財政的な能力

公認会計士の委員からは、財務について火薬商組合と大きな差はないとの発言があり、火薬商組合と同じ3点（現在1点）が妥当である。

【結論】

仮に、上記のとおり採点を変更した場合は、射撃協会の合計点は66点（現在60点）となり、火薬商組合の合計点65点を上回ることとなる。

(2) 提案された事業内容について

新たにオープンする伊勢原射撃場に最も期待されるものは、各種の競技会が数多く開催され、当該射撃場が射撃のメッカとなって、競技振興や競技力の向上とともに、利用者拡大等に伴う地域振興が図られることである。教育局としては、審査項目「利用促進のための取組・利用者への対応」が特に重要な要素になるものと考えている。

この点に関して両者を比較すると、射撃協会は競技会の開催はもとより、豊富な人材を活かしたビームライフルの出張射撃体験教室の開催や高等学校への射撃部創設の働きかけなど様々な提案がなされ、競技人口の拡大を含めた競技振興の面でも火薬商組合より優れていると判断される。（両者の比較は別紙補足資料のとおり）

こうしたことから、射撃協会の提案は、実際に運営が始まった後の積極的な事業展開がより明確に打ち出されており、大きな大会の開催等によって、伊勢原射撃場の安定した運営と地域振興が着実に図られるものである。

以上のことから、教育局としては、射撃協会が指定管理者候補として最もふさわしいと判断する。

(2) 神奈川県立スポーツ施設指定管理者評価委員会（外部評価委員会）の審査結果

順位	団体名 (所在地)	選定基準別点数			合計点
		サービスの向上	経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	神奈川県銃砲火薬商組合 (平塚市)	39	11	15	65
2	一般社団法人神奈川県射撃協会 (横浜市)	36	13	11	60
3	太平ビルサービス株式会社 (東京都新宿区、県内事務所：横浜市)	26	11	12	49
4	健促みどりの会 (相模原市)	22	0	8	30

(3) 教育局の選定結果に対する行政改革推進本部の確認

教育局指定管理者選定会議の選定結果をもとに、全庁的な視点から指定管理者候補の確認を行った。

4 議事録（要約）

（事務局）

ただいまから、行政改革推進本部会議を開催いたします。

今回は、教育局所管施設の指定管理に関しまして、教育局の選定した指定管理者候補について行政改革推進本部で確認するものということでございまして、関係局の出席をもって開催することといたします。

なお、古尾谷副知事は遅れて出席のため、黒川副知事に進行をお願いいたします。

（古尾谷副知事は、教育局長の説明の途中から出席。）

（黒川副知事）

伊勢原射撃場の指定管理者候補についてご審議をいただきたいと思います。

教育局所管施設につきましては、教育委員会が指定管理者を指定するため、この会議では、教育局選定会議の審査結果の確認を行うという位置付けになります。

教育局から説明をお願いします。

（教育局長）

様式1の伊勢原射撃場の指定管理者候補（案）についてです。

1の外部評価委員会の審査結果でございますが、表にありますように4団体の応募がありまして、第一位が神奈川県銃砲火薬商組合、合計点が65点でございます。第二位として、一般社団法人神奈川県射撃協会が60点ございました。

以下、第三位の太平ビルサービス、第四位の健促みどりの会は大きく点数が離れており、基準点に達していない点数でございました。

次に審査講評ですが、第一位となった神奈川県銃砲火薬商組合につきましては、評価できる内容として白い丸印の一つ目、指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等について、組合は銃砲取扱いの専門家で、中には射撃場の経営者がいることもあり、考え方等コンパクトにまとめているという点でございました。

次に白い丸印の二つ目にありますように、利用者の事故防止について、見学者カードを書かせたりバッジをつけさせたり、細かく具体的な提案であったということです。

白い丸印の三つ目は、人材も豊富であるということです。

白い丸印の四つ目、個人情報の管理についてはしっかりした提案がなされている。

五つ目ですが、現実に「大井射撃場」や「平塚エアライフル射場」を運営している者が組合員にいたことは実績として優れている、という点が評価をされました。

懸念される点として、財政に関してですが、組合は会費収入のみと事業規模が小さいといった点が示されました。

次に、第二位になった射撃協会についてですが、評価できる内容については、利用促進のための取組み、利用者への対応について、利用者の立場で具体的な提案がされているということです。

次に、利用者の事故防止については、射撃場の特殊性をよく理解した対応案を出しているという点です。

一つ飛んで、四つ目の白い丸印になりますが、構成団体が過去に「伊勢原射撃場」を管理運営していたこと、また、「くりはま花の国エア・ライフル射撃場」の管理運営に従事していること等が実績としては優れている、とされたところです。

懸念される内容としては、黒い丸印の二つめですけれども、財政的な能力について、新設法人ということで過去の実績がなく、質疑応答において、予算規模について明確な回答がなされなかったということです。

だいたい2団体とも似たような講評をされたところです。

それに対して、教育局の意見としまして、枠囲みにありますように審査結果につきまして、賛同せずに検討の必要有りとさせていただいております。

その理由でございますが、審査結果を確認したところ、射撃協会の提案については、評価委員会の評価点より高く評価できると考えられまして、教育局としては、射撃協会を指定管理者候補として最もふさわしいと判断するものでございます。

1の「評価委員会の審査結果」についてのわれわれの見方でございますが、第一位となった火薬商組合と第二位となった射撃協会の審査結果を詳細に分析しました。火薬商組合に比較して、射撃協会に対して厳しい採点が行われているのではないかとと思われる点がいくつかございました。

4点示しておりますけれども、一つ目、利用促進のための取組等について、射撃協会の方が火薬商組合よりも具体性のある意欲的な提案が多数なされていますが、火薬商組合と同点と評価されておりました。

二つ目、人的な能力、執行体制に関して、射撃協会の方が火薬商組合より手厚い職員配置を予定していますが、採点では火薬商組合が4点、射撃協会が3点と差がついています。

次の財政的な能力に関しては、審査講評では、火薬商組合も射撃協会も財務が弱いと同様に指摘をされているものの、採点は火薬商組合3点、射撃協会は1点と差がつけられています。

それから四つ目が、各委員別に行う仮採点を行って、その後評価委員会としての評価にまとめるんですけれども、その際、射撃協会については、委員の多数が採点した点数ではなく、少数の委員の点数が採用されているという箇所があったということでございます。

そこで、2の「委員から示された認識」ですけれども、評価委員会の後日になりますけれども、改めて全委員に確認をいたしました。そうしたところ、次の点が確認されたところです。

一つ目ですが、「射撃協会はプレゼンテーションの際の印象がマイナスに影響して低い採点になった」と5人の委員の全員が同じ認識を示しておりました。

二つ目の財政的な能力についてですが、「射撃協会を構成する3つの加盟団体の資料を見せてもらえたら」という当日の委員の発言があったんですけれども、当日は説明が十分ではなく、われわれが後日、県のクレー射撃協会、ライフル射撃協会、猟友会の3団体の財務諸表を委員に見ていただいたところ、「財政的能力は十分あり、当日、この資料が提出されていれば火薬商組合と同じ評価であった」という発言が得られているところでございます。

こうした経緯を踏まえて、裏面でございますが、教育局としてどう判断したかでございます。

(1)の評価点に関してですが、射撃協会の評価はプレゼンテーションの印象に影響を受けたという認識です。提案内容自体に実質的な差があることを示した点数差ではないのではないかと考えました。

そこで、教育局として射撃協会を評価しましたところ、以下の3点で評価委員会の評価点より高い評価点に該当すると考えられるところです。

一つ目は、射撃協会は公式大会を含めた競技会の開催など団体の特性を活かした具体性と意欲に富む提案が数多くありますので、この部分は最高点の15点でいいのではないかとということです。

②の人的な能力、執行体制のところは、運営体制につきまして両者ともほぼ同額の人件費をかけるという提案になっていますけれども、射撃協会の方が手厚い職員配置を予定しておりまして、より円滑な運営が望めるということです。そこで、採点につきましては、少なくとも火薬商組合と同じ4点でよいだろうということです。

次の財政的な能力につきましては、火薬商組合と大きな差はないという委員の発言が得られているということで、火薬商組合と同じ3点が妥当と考えるものでございます。

評価点に関する結論として、射撃協会の合計点は、①、②、③と修正しますと66点ということになりまして、火薬商組合の合計点65点を上回る点数となります。

次に(2)は、提案された事業内容についての教育局の考え方ですけれども、新たにオープンする伊勢原射撃場に最も期待されるものは、各種の競技会が数多く開催をされまして、競技振興や競技力の向上とともに、利用者拡大等に伴う地域振興まで図られるということであろうということで、私どもとしてはこの要素が一番重要と考えております。

この点、最後の段落になりますけれども、射撃協会の提案は、実際に運営が始まった後に、積極的な事業展開がより明確に打ち出されており、大きな大会の開催等によって、伊勢原射撃場の安定した運営と地域振興が着実に図られるものであると考えております。

以上を合わせまして、教育局としましては、射撃協会が指定管理者候補として最もふさわしいと判断するものでございます。

(黒川副知事)

教育局の説明について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

まず、私から質問だが、外部評価委員会では、火薬商組合と5点差をつけている。5点差を覆すということは、相当説明していかなければならないと思うが、射撃協会の方が「具体性のある意欲的な提案がなされている」ということについて具体的に説明してほしい。

また、火薬商組合の提案は何が不足しているのかということも補足してほしい。

(教育局長)

「具体性のある意欲的な提案がなされている」という点については、私どもで分析をした補足資料があります。記載内容と行数を記載しましたが、スポーツ振興に関する取組みの項目を例にとると、火薬商組合は10数行、それに対し射撃協会は3ページにわたる記載で、具体的に記載がされており、記述の厚みが分かりますかと思えます。

(知事)

こういう資料がないと、教育局の言っていることのリアリティが伝わらない。資料を見ると記載された量が違うんだなと分かる。

(教育局長)

先ほど黒川副知事から、火薬商組合の提案は何が不足しているのかという質問がありましたが、火薬商組合の記載を見ますと、競技振興に関してこのクレイ射撃協会ですとかライフル射

撃協会と協力をして大会を開くというような記載になっております。

結局、両協会との協力が基本になっています。

(知事)

同じように、射撃協会も火薬商組合の協力がなかったらできないのではないかと。

(古尾谷副知事)

弾という面での関わりはありますが、ただ、競技をする段階になると、県の競技会は射撃協会の構成団体のクレー射撃協会、ライフル射撃協会が開催しています。火薬商組合が実施する場合は、射撃協会の協力がなければ競技ができないということです。

(黒川副知事)

他にどうですか。

(吉川副知事)

プレゼンテーションの印象で結果が左右されることになると、プレゼンテーションそのものの位置付け、意味付けはどうか。

(古尾谷副知事)

過去にも、評価委員会の結果と異なる判断になったことがある。その結果として今の評価方式が変わった。

吉川副知事が指摘したプレゼンテーションの位置付けはどうなっているのか。

(事務局)

プレゼンテーションの位置付けといたしましては、提案書に記載されている事実を確認するために、提案者から聞き取るという趣旨でございまして、プレゼンテーションの印象は、本来、評価の対象外となっています。

(吉川副知事)

でも、今回の場合は、冷静に考えて、ひとつひとつ紐解いていけば明らかな評価ができるどころ、まさに中身の問題というより、プレゼンテーションの印象の問題になってしまっている。だから、プレゼンテーションをする方も、受け取る方、聞く方も、中身を重視するという視点で見ないと評価としては違ってしまうのではないかと。

(黒川副知事)

財務状況を準備していなかったというが、その点はどうか。

(教育局長)

評価した委員は、当日確認できなかったもので、評価結果は当然だと思います。事務局としては、準備不足だった面があるのかなと思います。

(黒川副知事)

事務局が用意すべきだったのか。応募団体が用意すべきだったのか。

(教育局長)

応募団体が用意すべきです。

射撃協会は新しい団体を作ったので財務諸表等がないのですが、3つの構成団体のそれぞれの財務を見れば、新団体の財務も想像できると委員は言っています。

(古尾谷副知事)

新しい団体である射撃協会に運営させることについて、教育委員会としてはどう考えている

のか。

(教育局長)

射撃協会は運営委員会を作ると提案書にあり、メンバーまで含めた構想案が示されています。基本的なことは、教育局と運営委員会が合意したうえで運営していくことになると考えています。

指定管理者による運営が始まった場合、モニタリングの制度がありますので、それを活用しての監視を行なっていきます。また、基本協定等を締結するため、毎年展開する事業について、事業計画がきちっと出てきて、事業計画に則っていないことを独断でやろうとした場合は、我々はストップをかけられます。極端に言えば改善勧告をして、改善が図られない場合は指定の取消しをするということもできるという制度になっています。それを活用して監視をしていきます。

(古尾谷副知事)

運営委員会はどのような内容なのか。

(教育局長)

内容までは詳細に書かれていませんが、伊勢原射撃場を運営するために、新法人に運営委員会を設けるということです。

(黒川副知事)

あらためて評価委員会の委員に確認をしたところ、結果としてプレゼンテーションの際の印象に影響を受けたことが確認できたので、教育局としては、火薬商組合の点数はそのまま、射撃協会の方を補正したいということか。

(教育局長)

プレゼンテーションがバイアスになったということについて確認を得られましたので、あらためて内容をみて射撃協会の点数を補正したいということです。

(古尾谷副知事)

外部評価委員会の結果を覆すということについては、ちゃんと説明しなければならない責務がある。

(黒川副知事)

評価委員会を開くときに、あくまでも提案書の中身で判断し、プレゼンテーションだけで判断しないでください、と事前に言う必要がある。

それから、配点だが、競技振興を重視するのであれば、最初から点数の配分を高くすべきではないかという印象を受ける。

(教育局長)

外部評価委員と相談の結果、決めたという経緯があります。

(知事)

最終的な結果は、もう一回、外部評価委員会の委員に対して説明するのか。

(教育局長)

「評価結果と異なる判断をされても異論はない」ということを、各委員には確認しています。

(古尾谷副知事)

私は、射撃協会を指定管理者候補とするという教育局の判断でよいと思う。

(黒川副知事)

私も教育局の判断でよいと思う。

(吉川副知事)

私もよいと思う。

(政策局長、総務局長)

よいと思います。

(知事)

結論としては教育局の判断でよいと思う。

ただし、外部評価委員会と異なる判断をしたことについては、客観的なデータを示す必要がある。

(教育局長)

なぜそのような考えに至ったかという客観的なデータと合わせて説明していきたいと思いません。

(黒川副知事)

それでは、以上で本日の会議を終了させていただきます。